

# 令和2年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

令和2年3月6日（金）  
午前10時 開 議

【再 開】	.....	
・町民憲章朗唱		
・表彰伝達		
全国町村議会議長会表彰（柴田勇雄議員）		
【会議録署名議員の指名】	.....	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	.....	
日程第2	諸般の報告	
・葛巻町監査基準の策定について及び令和元年度定期監査結果並びに例月現金 出納検査報告書の配布		
・陳情書の配布		
(1) 陳情第1号 公務・公共サービスの拡充を求める陳情書		
・出張報告		
【町長施政方針演述】	.....	2
日程第3	町長施政方針演述	
【教育長教育行政方針演述】	.....	13
日程第4	教育長教育行政方針演述	
【議案第3号～第25号上程、説明】	.....	16
日程第5	議案第3号 令和2年度葛巻町一般会計予算	
日程第6	議案第4号 令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第7	議案第5号 令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算	
日程第8	議案第6号 令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算	
日程第9	議案第7号 令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算	
日程第10	議案第8号 令和2年度葛巻町水道事業会計予算	
日程第11	議案第9号 令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）	
日程第12	議案第10号 令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算（第2号）	

- 日程第13 議案第11号 令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第14 議案第12号 令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 葛巻町職員定数条例及び葛巻町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第23号 葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- 日程第26 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第27 議案第25号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

令和2年葛巻町議会3月定例会議 会議録 (第1号)

告示年月日	令和2年2月27日(木)					
再開年月日	令和2年3月6日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和2年3月6日(金) 開議10時00分 散会13時30分					
議員出席状況  (凡例)  ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7	姉帯 春治	○
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	高宮 一明	○
	5	柴田 勇雄	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	2番	遠藤 裕樹	6番	鈴木 満		
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉	議会事務局総務係長	村木 晋介		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	中山 優彦
	教育長	吉田 信一	教育委員会事務局教育次長	石角 則行
	農業委員会会長	深澤 進	病院事務局長	大久保 栄作
	代表監査委員	馬 渕 文雄	農業委員会事務局長	和野 康弘
	総務企画課長	山下 弘司	総務企画課室長	大川原 洋一
	政策秘書課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	住民会計課長	千葉 隆則	総務企画課財政係長	近藤 桂太
健康福祉課長	檜木 幸夫			

( 開議時刻 10時00分 )

議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、令和2年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 ( 触沢誉君 )

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。

葛巻町民憲章、第1章 幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章 明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章 豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 ( 中崎和久君 )

ご着席ください。以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

次に、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。この表彰は、町村議会議員として15年以上在職された方に贈られます。柴田勇雄議員、前にお進みください。

表彰状。岩手県葛巻町、柴田勇雄殿。あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。令和2年2月6日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。

議長 ( 中崎和久君 )

以上で、表彰伝達を終わります。

これから、令和2年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月17日までの12日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、遠藤裕樹君及び6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、葛巻町監査基準の策定について及び令和元年度定期監査の結果並びに例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布

しています。ご参照願います。

次に、陳情第1号、公務・公共サービスの拡充を求める陳情書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

1月21日、正副議長就任に係る関係機関訪問のため、盛岡市、岩手町、一戸町に出張しました。

2月4日、盛岡市政調査会研修会出席のため、盛岡市に出張しました。

2月5日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会研修会出席のため、久慈市に出張しました。

2月14日、盛岡広域8市町議会議長会 会議出席のため、岩手町に出張しました。

2月18日、岩手県町村議会議長会定期総会及び岩手地区議会議長会議長・事務局長会議出席のため、盛岡市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。なお、令和2年葛巻町議会1月会議から本日までに、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。

町長。

## 町長（鈴木重男君）

本日、ここに令和2年葛巻町議会3月定例会議において、令和2年度における一般会計、特別会計、企業会計の各予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするにあたり、町政運営に対する私の所信と令和2年度の主要施策の概要について申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

平成から令和に改元され、新たな時代が幕を開けた昨年8月に、私は多くの町民の皆様から温かいご支援を賜り、4期目の町政の舵取り役を担わせていただいております。

本年は、昭和30年の1町2村の合併から65周年を迎える記念すべき年であり、併せて、新たなまちづくりの拠点として、行政、交流、防災、商工、金融、医療の機能を集約、複合化した新庁舎の建設工事が本格的に始動するほか、林業のまちの新たなシンボルとなる新大橋の木橋の架替工事が進むなど、昨年、開通した町道茶屋場田子線と合わせて、中心市街地におけるまちづくりの基盤が大きく変化していく年でもあります。

一方で、人口減少問題は当町のみならず全国的にも厳しさを増し、地方創生による地域間競争が激化しておりますが、町ではひと、地域、資源を活かし、一步先行くまちづくりに果敢に挑戦し、夢を実現にしていけるため、新たに町総合計画・中期基本計画と第2期総合戦略を令和2年度からスタートさせるとともに、新たなまちづくりに向けた推進体制の強化を図るため、行政組織機構の見直しを行い、多様化、複雑化するニーズにスピード感をもって取り組んでまいりたいと考えております。

これからも町を取り巻く環境は大きく変化していくことと思われませんが、先人たちがたゆまぬ努力で築き上げてきた郷土くずまきを若い世代が希望に満ちあふれたまちと

して実感し、次の時代にしっかりとつないでいくために、様々な行政課題に柔軟かつ適切に対応し、この町に住んでいてよかったと思える環境の構築に、より一層、精力的に取り組んでまいるのであります。議員各位、そして、町民の皆様のご協力をお願いするものであります。

まず、町の基本的な施策の方向であります。

町総合計画、基本構想では、これまで先人が築き上げてきた、大切な財産と先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民一人ひとりが主役となり、自助・共助・公助の精神で取り組んでいくため、幸せを実感できるまちを基本理念に据え、新たな発想、資源の探求、自立への挑戦、協働から協創への四つの姿勢と、こころの通い合いを大切にする、あしもとの宝を磨き輝かせる、未来に向かって果敢に挑戦するの三つの視点により、未来を協創する高原文化のまちを将来像に掲げ、平成28年度から令和12年度までの15年間のまちづくりを進めることとしております。

令和2年度からスタートする町総合計画中期基本計画、第2期町総合戦略を推進するにあたっては、基幹産業の新たな展開や商工業の経営革新により、町民所得の向上と若者が魅力を感じる雇用の創出を図るとともに、町が持つ魅力をより一層輝かせることで、交流人口の拡大はもとより、移住・定住人口の増加を図る地域資源を活かすしごと、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶え、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもから高齢者まで、だれもが生きがいを持ち地域で活躍する郷土愛にあふれたひとづくりを進めるいきいきと輝き続けるひと、町が持つ自然、空間を大切にしながら、情報通信技術の利活用や道路交通網の整備などにより生活環境の快適性を高め、町での暮らしを求める人の流れを創り出すとともに、若者をはじめ、だれもが心安らぐ快適な生活を送ることができる環境づくりを進める、だれもが住みたくなるまちの三つの基本目標を掲げ取り組んでまいります。

また、三つの基本目標の達成に向け、特に重点的かつ横断的に取り組む必要がある施策については、四つの重点プロジェクトとして位置づけ、有効的な対策を講じるとともに積極的な取り組みを進めてまいります。

まず、一つ目のプロジェクトは、光り輝くひとづくりプロジェクトであります。人口の自然増を視点を、結婚、妊娠、出産、育児、子育て、教育の切れ目のない総合的な支援により、安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、出生数の増加、子育て世代の移住推進などに努め、年少人口の確保を図るほか、子どもたちを地域社会全体で見守り育てるため、子育てしやすい環境の整備、次代を担う人材教育、高齢者の生きがいづくりと地域福祉の推進、文化、スポーツ活動の機会づくり、未来を協創するまちづくりの推進の五つの方針に基づき、子育て環境充実事業、くずまき山村留学制度推進事業、葛巻町学習塾運営事業、高齢者福祉施設整備事業、生涯学習施設環境充実事業などに取り組む、全ての人が生きがいを持ち活躍できるまちづくりを目指してまいります。

二つ目のプロジェクトは、魅力あふれるまちづくりプロジェクトであります。人口の社会増を視点を、住環境や交通・通信ネットワークなどの快適性、利便性の向上に努め、若者から高齢者まで、だれもが暮らしやすい生活環境を創出することで、移住者の増加と町内の若者の定着を図るため、若者世代が暮らしたくなる住宅環境の整備、交通ネッ

トワークの充実、安全・安心を守るまちづくりの三つの方針に基づき、住宅リフォーム支援事業、地域公共交通再編事業、先端技術活用促進事業などに取り組み、賑わいのある魅力あふれるまちづくりを目指してまいります。

三つ目のプロジェクトは、元気に満ちたしごとづくりプロジェクトであります。地域の魅力増を視点に、町の基幹産業である農林業の新たな展開による収益性の向上と経営の安定化を図るとともに、商工業や観光産業など町が持つ様々な魅力、資源を有効に活用するため、基幹産業の新たな展開と発展、商店街の賑わいづくりと商工業の発展、魅力ある雇用の創出、町の資源を活用した観光交流の促進の四つの方針に基づき、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業、道の駅レストラン整備事業、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業、くずまき型DMO事業などに取り組み、活力ある産業の創出と町民所得の向上が図られるまちづくりを目指してまいります。

四つ目のプロジェクトは、つながりづくりプロジェクトであります。関係人口の創出、拡大を視点に、全国的に人口減少が進み定住人口の確保が厳しい状況にある中、観光や物販などによる交流人口の拡大はもちろんのこと、町出身者や葛巻ファンなど町外の方が町に多様な関わり方をする関係人口を巻き込んだ拡大コミュニティを構築するため、関係人口創出、拡大、拠点施設機能充実の二つの方針に基づき、関係人口創出事業、移住コーディネート事業、情報発信充実強化事業、地域間交流・連携強化事業などに取り組み、地域課題の解決や地域の活性化が図られるまちづくりを目指してまいります。

続きまして、令和2年度予算編成における各会計の予算規模について、ご説明申し上げます。

人口減少や少子高齢化などにより、町を取り巻く社会情勢が変化する中、行政ニーズは多様化、複雑化しており、その時々に対応した行政サービスを提供していくためには、安定的な財政状況を維持し、効率的かつ持続可能な行政運営に努める必要があります。

そうした中、令和2年度における一般会計の予算規模は6,797,160,000円で、前年度と比較し2.8パーセントの減であります。歳入では、地方財政計画の基本方針を踏まえたほか、近年の社会情勢や経済動向などを勘案のうえ算定しており、町税は前年度と比較し、0.1パーセント増となる472,970,000円、地方交付税は前年度と比較し120,000,000円増の3,050,000,000円としたところであります。また、性質別歳出では、普通建設事業費が2,040,940,000円と高水準にありますが、新庁舎建設工事費1,055,800,000円が大半を占めているものであります。各種事業の予算計画にあたっては、事業費の抑制と有利な特定財源の確保に努め、将来の財政負担の軽減に努めたところであります。次に、特別会計であります。国民健康保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療事業の3会計の合計は1,138,230,000円で、前年度と比較し112,940,000円、9パーセントの減であります。これは、国民健康保険事業特別会計における療養給付費の減などが主な原因であります。これによりまして、一般会計及び特別会計を合わせた総予算額は7,935,390,000円となり、前年度と比較し307,960,000円、3.7パーセントの減となったものであります。

次に、企業会計の予算規模につきまして、ご説明申し上げます。まず、国民健康保険病院事業会計であります。収益的支出と資本的支出の総額が1,226,610,000円で、前年度と比較し44,110,000円、3.7パーセントの増であり、これは、看護職員等の宿舍建設工事費35,000,000円の計上が主な要因であります。水道事業会計につきましては、収益的支出と資本的支出の総額が298,030,000円で、前年度と比較し11,460,000円、3.7パーセントの減であります。これによりまして、企業会計全体では、収入総額が1,394,060,000円で、前年度と比較し0.3パーセントの減、支出総額が1,524,630,000円で、前年度と比較し2.2パーセントの増となったものであります。

続きまして、町総合計画中期計画に掲げる三つの基本目標と四つの重点プロジェクトの達成に向け、令和2年度の主要施策の概要について、部門別の取り組みを申し上げます。

はじめに、基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現であります。

農業の振興につきましては、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した農業の確立及び経営体の育成に取り組むとともに、意欲ある若手後継者や新規就農者の確保と育成を図るため、収益性の高い農業の確立、効率的かつ合理的な畜産経営の確立、耕畜連携による環境にやさしい循環型農業の推進、意欲ある担い手の確保育成の四つの施策を柱に、主な事業としましては、中心的な経営体の規模拡大と効率的な畜産経営を実現する、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業、農業後継者の育成のための農業担い手研修助成、粗飼料生産基盤の強化と畜舎整備等による酪農経営の規模拡大を図る草地畜産基盤整備事業、畜産経営の労働負担を軽減する機械の導入を進める畜産労働力負担軽減対策事業、地域ぐるみの取り組みにより畜産・酪農の収益力の向上を実現する畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、畜産クラスター事業、良質の牧草生産による高品質な生乳生産を図る草地更新支援事業、酪農・畜産インターンシップなどを通じ、担い手の確保を図る基幹産業担い手確保支援事業などに取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、森林の持つ公益的機能が十分に発揮され、森林資源の循環利用を推進するため、公益的機能が発揮できる森林整備、森林資源の循環利用、生産基盤整備、担い手の育成と所得の確保、森林教育の促進の五つの施策を柱に、主な事業としましては、再造林、除間伐、作業路整備、間伐材搬出に要する経費の一部を助成し、手入れの必要な森林を適時適切に整備する森林保全特別対策事業、岩手くずまき高原カラマツ等の地場産材の利用を促進する町産材利用促進事業、町民の財産である町有林を適時適切に管理することで森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるとともに、高品質な木材を育てる公有林整備事業、植樹祭や薪・牧・巻トリプルまきフェスタ等森林との交流機会の拡大を図り、森林への理解醸成を図る森林交流事業、林業作業における労働安全衛生規則に準拠した安全装備品の購入を支援する林業労働者安全装備品導入費助成などに取り組んでまいります。

農林産物加工の振興につきましては、農林産物の6次産業化や農商工連携の取り組みによる高付加価値化を図り、高品質なくずまきブランドの定着が図られるよう、農林産物のブランド化の促進、農林産物加工の促進の二つの施策を柱に、主な事業としましては、地域の資源などを生かした生産組合等の自主的な活動を推進する小さなふるさと産



業活性化支援事業、道の駅くずまき高原に町の農産物を活用したレストランの建設を進める道の駅レストラン整備事業、山ぶどう振興とくずまきワインのさらなるPRを進める山ぶどう魅力発信事業などに取り組んでまいります。

続きまして、交流・連携の強化による地域産業の育成であります。

商工業の振興につきましては、基幹産業を中心に他業種との連携や一次製品の付加価値を高めるため、6次産業化など新たな展開により地域産業の活性化を図るため、商業の振興、商店街の活性化、工業の振興、空き店舗の利活用の四つの施策を柱に、主な事業としましては、中心市街地活性化イベントを開催するなど、賑わい創出による商店街への誘客と地元購買率の向上を図る中心市街地活性化支援事業、商店の設備導入及び店舗改装等の支援を行う商店等設備導入支援事業、商店等の顧客用水洗トイレの普及を図る個人商店等誘客環境改善支援事業、自社開発商品を用いた町外物産展出店事業、販路拡大、販売促進等を支援する物産等販売促進活動費支援事業などに取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、基幹産業を中心として、観光資源の魅力を活かした体験・滞在型観光による誘客促進と観光消費の拡大を図り、観光産業を地域経済に好循環をもたらす総合産業として確立していくため、誘客及び滞在の促進、受入環境整備、観光で稼ぐ地域づくりの推進、外国人観光客誘客促進の三つの施策を柱に、主な事業としましては、首都圏における町単独の催事開催や出店、SNS等での情報発信、PR資料の作成を行う誘客・滞在促進事業、町の特色を活かした観光商品開発と地域の特産物による物産開発の推進を図るくずまき型DMO事業、スタンプラリー等の実施による滞在、回遊を促進する町観光協会運営費補助事業、六つの検討部会において、データに基づいた戦略の策定と事業化及び事業展開の促進を図る、くずまき観光地域づくり協議会運営費補助事業などに取り組んでまいります。

地域間交流の推進につきましては、町が持つ様々な魅力を積極的に情報発信し、地域課題の解決や地域活性化に向けた交流連携の推進を図るため、地域間交流の推進、多様な分野における交流の推進、国際交流の推進、民間企業等との連携の推進の四つの施策を柱に、主な事業としましては、地域課題の解決や地域活性化に向けたトヨタグループなどの民間企業や都市部の自治体との連携を推進するトヨタ地域貢献プロジェクト及び地域間交流・連携強化事業、町の新たな拠点となる新庁舎を中心としたまちづくりを進める交流拠点整備事業、友好関係にある自治体との、さらなる交流連携強化を図る姉妹町村等交流事業などに取り組んでまいります。

移住・定住の促進につきましては、近隣市町村及び首都圏等の関係機関、民間団体等との連携を強化し、特色を活かした情報発信や交流事業を展開することにより、都市部からの交流人口やコミュニティを拡大し、移住・定住人口の増加につなげるため、子育てファミリー層の移住とUターンの促進、定住促進のための雇用のマッチング支援、快適な住まいの確保、移住促進のための来町機会の提供、情報発信の強化、関係人口創出のための仕組みづくりの六つの施策を柱に、主な事業としましては、多様化する移住定住相談と地域雇用とのマッチングを図るための体制を構築する移住コーディネート事業及び特定地方公共団体無料職業紹介事業、県外からの移住希望者に来町の機会を提供

する移住体験ツアー及びいらっしやい葛巻暮らし体験支援事業、町外から、まちづくりに関わる人材を創出、拡大するとともに、移住・定住を促進する関係人口創出事業及び情報発信充実強化事業、若者の移住促進と地域活性化を図る地域おこし協力隊制度活用事業、Uターン希望者とのつながりづくりときめ細やかな支援の充実を図るUターン者支援強化事業などに取り組んでまいります。

続きまして、地域資源を活かした起業支援と雇用の確保であります。

起業支援と雇用の確保につきましては、企業誘致や起業支援など地域資源を活かした産業振興で若者や女性の安定した雇用創出を図るため、就業支援の強化、雇用環境の整備、企業誘致の促進、起業の支援の四つの施策を柱に、主な事業としましては、町内事業者が従業員を新規雇用した際に助成する雇用促進補助事業、商工業の技術取得や後継者育成、町内での起業を支援する、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業、盛岡広域地域産業活性化協議会や在京盛岡広域産業人会等が主催する首都圏における企業立地セミナー、展示会、企業訪問などにより新たな企業誘致を図る企業誘致活動、まちなかエリアのリノベーションや起業家の掘り起こし及び起業の支援を行うくずまき型DMO事業、外部専門家による町の新たな産業・雇用の創出を図る地域人材ネット外部専門家招へい事業などに取り組んでまいります。

続きまして、子どもを安心して産み育てられる子育て支援であります。

子育て環境の充実につきましては、子育て環境の充実を図るとともに、子どもを安心して産み育てられる、きめ細かな支援体制を構築するため、子育て世代包括支援体制の整備、妊産婦及び乳幼児への健康支援、多様化する保育サービスの充実、就学前教育の充実、保育園と小学校との連携強化の五つの施策を柱に、主な事業としましては、若い世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を構築するマタニティライフサポート事業及び不妊治療助成事業、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する産前産後サポート事業及び産後ケア事業などに取り組んでまいります。

なお、教育行政部門に関する施策につきましては、後ほど、教育行政方針でお示しいたします。

続きまして、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。教育行政部門の施策となりますので、後ほど、教育行政方針でお示しをいたします。

続きまして、だれもが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりであります。

健康づくりの推進につきましては、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすい環境づくりと町民の健康を支える体制を推進し、健康寿命の延伸を図るため、健康くずまき21プランの推進、各種がん検診、特定健康診査、保健指導の充実、生涯歯科保健事業の推進、食育推進計画の推進、自殺対策行動計画の推進、感染症予防対策の推進、妊産婦及び乳幼児への健康支援の七つの施策を柱に、主な事業としましては、生活習慣病予防健診の受診率を高めることにより、疾病の早期発見、早期治療を促し、自ら進んで生活習慣の改善に努めるよう支援する生活習慣病予防事業、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延、集団感染を予防し、公衆衛生の向上を図る感染症予防事業、健康づくりに欠かせない食事、食育、運動、休養を年代ごとに、地域に適した内容で普及、推進する健康づくり推進事業、幼児期から高齢期まで生涯にわたり、歯の

健康づくりを総合的に推進する生涯歯科保健事業、精神障がい者の社会復帰事業の推進や閉じこもり防止、自殺予防対策のためのこころの健康づくり推進事業などに取り組んでまいります。

医療の確保につきましては、町民だれもが安心して医療を受けられる体制づくりに努めるとともに、関係医療機関と連携し、地域医療の充実と救急医療の確保を図るため、地域医療の充実、医師等の確保と育成、健全経営の確立、救急医療の確保、通院バス路線維持確保の五つの施策を柱に、主な事業としましては、町の中核医療機関として、地域医療の幅広い役割と機能を担い、より質の高い医療サービスを提供するための医療器械整備事業、交通機関がない、または運行回数が著しく少ないことにより、医療機関の利用が困難である地域住民が医療を受けられる機会を確保する患者輸送車運行事業、救急告示指定病院として、休日及び夜間の救急医療体制の確保と専門科の外来診療の確保、医師の負担を軽減する医師等確保対策事業、町の医療、保健、福祉サービスに従事する医療、介護職の人材を確保する看護職員等養成修学資金貸付事業などに取り組んでまいります。

医療保険制度の充実につきましては、生活習慣病を原因とする疾病を予防し、医療費の抑制と適正化に努めるため、医療費の抑制と適正化、保健事業の推進、特定健診受診率の向上、医療費助成制度の維持の四つの施策を柱に、主な事業としましては、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査や人間ドックの受診を勧奨する特定健康診査等受診勧奨事業、健診異常値放置者や生活習慣病治療中断者等、ターゲットを絞った保健事業を展開する医療機関受診勧奨事業、ジェネリック医薬品の普及啓発に努め、医療費の抑制と適正化を図るジェネリック医薬品差額通知事業、子ども等に対し医療費の一部または全部を助成し、適正な医療の確保と心身の健康を保持するための医療費助成事業などに取り組んでまいります。

地域福祉の充実につきましては、だれもが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりを推進するため、住民の支え合いによる地域福祉社会の実現、適切な福祉サービスを利用するための仕組みづくり、快適な地域福祉社会を育む環境づくり、生活援護の充実の四つの施策を柱に、主な事業としましては、地域において、だれもが安心して生活できるように住民同士が支え合う活動を支援する地域福祉等特別支援事業、生活の困り事や悩みに対して、相談者一人ひとりの状況に合わせた支援を行う生活困窮者自立支援相談事業、低所得の高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の生活を支援するぬくもり助成事業、ひとり親家庭の生活を支援し、経済的な負担を軽減する、ひとり親家庭児童生徒入学支度金及び卒業祝金事業などに取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていけるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を図るため、地域包括ケアシステムの構築、健康づくり、介護予防の推進、社会参加の促進の三つの施策を柱に、主な事業としましては、生涯を通じて健康で自立した生活を送ることができるよう支援する介護予防事業及び住民主体の通いの場づくり支援、認知症に対する住民の理解促進や、支援に対する普及啓発を行い、認知症の早期発見、早期対応を支援する認知症対策事業、在宅医療と介護サービスの一体的な提供を行うための医療介護連携事業、高齢者相互の

交流機会を創出し、生きがいを持った活動の拠点を整備する高齢者福祉施設整備事業などに取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、障がいのある人もない人も、人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進するため、自立の助長及び社会参加の促進、福祉サービスの充実、相談支援体制の充実及び施策の連携の三つの施策を柱に、主な事業としましては、障がい者の特性に合わせた生活支援を行う障がい者自立支援給付事業、町外の医療機関で治療を受ける必要がある障がいを持った方等を支援する障がい者等通院交通費助成事業、障がい者やその家族が抱えている困り事や生活課題等を支援する相談支援事業、障がいを持つ児童や生徒の特別支援学校への通学を支援する特別支援学校等通学通所支援事業、発達面の支援が必要な児童に対し療育の機会を提供する発達障がい児療育支援事業、幼児期から成人に至るまで切れ目のない相談支援体制の充実を図る障がい児相談支援事業などに取り組んでまいります。

続きまして、協創のまちづくりの推進であります。

住民参画の推進につきましては、住民と行政が共通のまちづくり目標の達成に向け、町民一人ひとりが考え、行動する自主自立した町民参加型のまちづくりを促進するため、まちづくり情報の共有化、多様な分野における住民参画の推進、住民参画機会の拡充の三つの施策を柱に、主な事業としましては、自治組織やコミュニティ組織が主体的に行う協創の取り組みを支援する協創・協働のまちづくり事業、まちの課題解決に関する住民参画機会の創出と将来のまちづくりを担う人材を育成するまちづくり検討会実施事業などに取り組んでまいります。

地区、集落単位のまちづくりにつきましては、自治組織が行う地域の維持や活性化を図る活動を促進するため、地区、集落活動への支援、地区、集落の相互連携、地区、集落の再考活動、地元学への支援の三つの施策を柱に、主な事業としましては、自治会の主体的な地域活動の推進と協働を円滑にする自治会活動交付金、自治組織間の相互交流と連携、協力を促進する地域相互交流・連携事業、地域課題の解決に向けた地域と町の連携を密にする地域担当職員等の配置などに取り組んでまいります。

各種地域組織等の活動支援につきましては、地域づくり団体、NPO、ボランティア団体等に対する支援により、地域組織の活動促進を図るため、地域組織等の設立・育成支援、地域づくりを担う人材育成の二つの施策を柱に、主な事業としましては、地域づくり団体やボランティア団体等のリーダー育成やスキルアップを図る地域づくり団体等人材育成事業などに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画意識の啓発や、男女が共に活躍できる環境の整備を推進するため、男女共同参画の意識啓発、女性の参画拡大による男女共同参画の推進、男女が共に支え合う環境づくり、男女共同参画推進体制の整備の四つの施策を柱に、主な事業としましては、男女共同参画社会への住民理解を促進する広報等による意識啓発及び男女共同参画サポーターの養成、女性の意思が様々な分野において反映されるための各種審議会等への女性登用の促進、仕事と生活の調和がとれた暮らしの実現に向けて開催するワークライフバランス講座などに取り組んでまいります。

続きまして、快適に暮らせる生活環境の創出であります。

住環境の整備につきましては、町民や転入者が快適に暮らせる住環境の提供を図るため、定住促進や受入環境の整備、町営住宅の施設維持修繕、入居条件逸脱者の対応、耐震診断、耐震改修の促進、空き家の利活用の五つの施策を柱に、主な事業としましては、安心・安全な住まいの確保を支援する住宅取得支援事業及び空き家利活用事業、葛巻の寒さに対応するエコロジーで暖かいまちづくりを目指す住宅リフォーム支援事業、老朽化が進んでいる町営住宅の改修を行い、安全で安心な町営住宅での生活を提供する町営住宅改修事業、安全・安心で快適に暮らせる住環境を整える耐震診断士派遣事業及び耐震改修助成事業などに取り組んでまいります。

水道施設の整備につきましては、安全で安定的な水道水の供給を図るため、安全で安定的な水道水の確保、水道事業の健全経営、施設の防災対策強化の三つの施策を柱に、良好な施設管理に努めるとともに、老朽化している水道施設の改修について検討を進めるほか、料金回収で迅速な対応ができるよう水道料金管理システムの改修などを行い、事業の健全経営に取り組んでまいります。

生活排水処理施設の整備につきましては、快適で安全な生活環境の向上を図るため、農業集落排水施設の接続促進、合併処理浄化槽の整備、排水処理事業の健全経営の三つの施策を柱に、主な事業としましては、生活環境と水洗化率の向上を図る水洗化普及支援事業及び町整備型浄化槽整備事業、排水処理事業の健全な経営を図る農業集落排水施設最適整備構想策定事業などに取り組んでまいります。

環境衛生の充実につきましては、計画的な修繕により、施設を長期的に運営していくため、ごみ処理施設の延命化、リサイクルの推進と生ごみなどの減量化、火葬場の延命化、ごみの不法投棄防止の四つの施策を柱に、主な事業としましては、老朽化が進んでいる設備の機能強化を図る清掃センター延命化事業及びリサイクルセンター改修事業などに取り組んでまいります。

道路交通網の整備につきましては、住民生活を支える道路交通網の改良及び施設の長寿命化を図り、利便性、安全性、快適性を向上させるため、幹線道路網の整備促進、生活関連道路網の整備、道路施設の長寿命化、維持管理、除雪体制の充実、自然景観、生態系に配慮した道路整備の五つの施策を柱に、主な事業としましては、岩手県北地域における内陸部と沿岸部を結ぶ、物流と人的交流ネットワークを構築する地域高規格道路整備促進事業、北岩手北三陸横断道路整備促進期成同盟会の取り組み、町道葛巻浦子内線、愛羅瀬線等を柱とする生活関連道路の利便性、安全性、快適性の向上を図る生活関連道路網整備充実事業、老朽化が進んでいる橋梁、トンネル、舗装の長寿命化を行い、町の長期的財政負担を軽減する橋梁、トンネル、舗装長寿命化修繕工事、町民の日常生活における安全な走行を維持する道路維持管理・除雪業務などに取り組んでまいります。

生活交通対策の推進につきましては、住民生活を支える利便性、効率性を備えた持続可能な地域公共交通の確保を図るため、生活バス路線の維持確保、地域公共交通網の構築と利用促進の二つの施策を柱に、主な事業としましては、生活路線バスの維持に向けた路線バス維持対策事業、路線バスの利用が困難な高齢者や障がい者、自動車免許の返納者などの移動を支援する高齢者等外出支援事業、利便性の高い持続可能な公共交通を

構築する地域公共交通再編事業などに取り組んでまいります。

地域情報化の推進につきましては、情報通信基盤施設の適切な維持管理と情報通信技術の利活用を推進するため、地域情報通信基盤施設設備の適切な維持管理、情報格差是正のための基盤整備、行政情報サービスの向上、情報リテラシーの向上、先端技術を活用した取り組みの推進の五つの施策を柱に、主な事業としましては、IoTやAI、5G等の先端技術の活用を推進する先端技術活用促進事業、更新時期を迎える情報通信基盤施設設備の適切な維持管理を行う情報通信基盤施設設備更新事業及びラジオ受信点設備移設事業、くずまきテレビの放送内容の充実に向けた、くずまきテレビ番組制作支援業務、情報通信技術に関する知識や技術の向上を図るICT利活用普及啓発・導入促進、行政手続のオンライン化を推進する電子申請サービス導入などに取り組んでまいります。

続きまして、自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくりであります。

自然環境の保全と土地の利活用につきましては、自然豊かな当町の環境を保全し、保護地区を選定しながら町民の健康で文化的な生活環境を確保するため、自然保護の推進、自然保護思想の高揚、親自然空間の整備、調和のとれた効率的な土地利用の推進、乱開発の防止、適正な非農地判定の推進、地域公園等の適切な管理の七つの施策を柱に、主な事業としましては、町固有の自然環境を保護、推進する自然環境保護審議会の開催、不法投棄を防止する環境衛生監視業務、担い手や中心的な経営体へ農地を集積、集約化し効率的な農地利用を進める土地利用計画の推進、農地等の利用の最適化を図る農地利用の状況調査及び意向調査の適正実施などに取り組んでまいります。

再生可能エネルギーの推進につきましては、再生可能エネルギーの普及を推進し、豊かな自然を未来へつなげていくため、再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入、省エネルギー活動の取り組み、エネルギーの地産地消、環境教育活動の支援の四つの施策を柱に、主な事業としましては、一般家庭、事業者への再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入支援のためのエコ・エネ総合対策事業費補助金、脱炭素化社会の実現を目指す省エネルギー活動、町民への環境問題を普及啓発する環境学習会の実施、エネルギーの地産地消、災害に強いまちづくりを目指す再生可能エネルギーの創出、導入、利用拡大などに取り組んでまいります。

続きまして、こころ穏やかに安全安心に暮らせる地域社会づくりであります。

防災対策、消防、救急体制の充実につきましては、複雑多様化する各種災害に対し、迅速かつ的確に対処できる消防防災設備の充実を図るため、消防団員確保対策、消防防災設備の整備、消防団員の安全装備品の整備、防災行政無線デジタル化、地域防災力の向上の五つの施策を柱に、主な事業としましては、防災訓練の実施や備蓄備品の充実、確保を図る自主防災組織等体制強化事業、消防用資機材の充実及び消火活動の効率化を図る消防防災設備整備事業、最新の情報通信体制を構築する防災行政無線デジタル化改修事業、安全・安心で災害に強いまちづくりに向けた計画を策定する国土強靱化計画策定事業などに取り組んでまいります。

交通安全、防犯、青少年問題対策の充実につきましては、交通安全及び防犯意識の啓発活動と体制強化を進めるため、交通安全思想の高揚、防犯意識の高揚と防犯体制の充

実、青少年有害環境の浄化の三つの施策を柱に、関係団体と協力し、指導及び啓発活動に努めてまいります。

最後に、行財政運営の合理化と広域行政の推進であります。

行財政運営の合理化につきましては、住民サービスを安定的に提供するための行財政基盤を維持するため、安定的な財政運営、自主財源比率の向上、起債発行額の抑制、公共施設の最適化の四つの施策を柱に、各事務事業の効率化に努め、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

広域行政の推進につきましては、行政サービスの向上と事務の効率化を図るとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを広域的な枠組みの中で連携して推進するため、広域市町との連携強化、盛岡広域連携中枢都市圏構想の推進、北岩手循環共生圏の推進、地域間連携の推進の四つの施策を柱に取り組んでまいります。

以上、令和2年度における町政運営に対する基本的な考え方と主要施策の概要について、ご説明申し上げました。令和2年度は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、主な開催地となる東京周辺のほか、ホストタウンとなった50近い市町村を中心に全国各地に多くの外国人観光客が訪れることとなり、観光立国を目指す国は、様々な観光インフラの整備に向けた取り組みのほか、相次ぐ自然災害の教訓を活かし、全国で防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷づくりを、また、地方創生では、若者が将来に夢や希望を持って地方に飛び込んでいくことができる、新しい時代を創り上げるとしております。その他にも、IoT、ビッグデータ、人工知能などといった第4次産業革命の大きな変化の中で、デジタル時代の規制改革を大胆に進めるとしており、マイナンバーカードの取得の促進と、あらゆる行政手続の電子化、1億総活躍社会における全世代型社会保障、子育て世代包括支援センターの設置による子育て支援など、国レベルで、私たちを取り巻く生活環境が大きく変革していこうとしております。こうした大きな変革の時代に柔軟に対応し、町の最重要課題である人口減少を解決していくためには、国、県の動向に注視することはもちろんのこと、住民ニーズを的確に捉え、町民の皆様と英知を結集しながら、葛巻らしい、葛巻だからできる施策に取り組んでいくことが重要と考えております。山村のモデルとして、一步先行く取り組みができるよう、職員と共に全力を尽くして、町政運営に鋭意取り組んでまいります。

結びに、議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。令和2年度に臨む、私の施政方針とさせていただきます。

## 議長（中崎和久君）

町長施政方針演述が終わりました。

ここで、11時20分まで休憩します。

（休憩時刻 11時08分）

（再開時刻 11時20分）

**議長（中崎和久君）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第4、教育長教育行政方針演述を行います。

教育長。

**教育長（吉田信一君）**

本日、ここに令和2年葛巻町議会3月定例会議が開会されるにあたり、令和2年度教育行政方針について、申し上げます。

本町の教育振興につきましては、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の皆様方のご理解、ご協力のもと、子どもたちが健やかに成長しておりますことに感謝を申し上げます。

令和元年度は、教育環境の充実を図るため、江川中学校の断熱化工事や保育園及び小中学校へのエアコン設置工事を行い、快適な学習環境の整備に取り組んだほか、子どもたちの学習面では、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度からの新学習指導要領への移行を見据えた学校運営、授業づくりの準備を着実に進めているところであります。

高校の魅力づくりでは、葛巻高校の存続、1学年2学級の維持に向け、関係5市町とともに岩手県知事に対して提言書を提出するとともに、地域検討会議でも当町の取り組みや考えを説明してきたところ、先般2月に発表された高校再編計画後期計画案では、新たに令和7年度まで葛巻高校の1学年2学級の維持が認められたところであります。

また、5年目を迎えた山村留学制度では、受入環境をさらに充実させるため、くずまき山村留学生寄宿舎の整備を進めた結果、11人もの新入学の山村留学生を迎えることができ、留学生の自立した生活による学びの場としてはもちろんのこと、地域の生徒や住民とのふれあいの場となり、山村留学制度のもたらす効果が地域にとって、ますます大きくなっていると実感しているところであります。

現在、少子高齢化が進行し、社会が大きく変化する中であって、町民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送り、互いに支え合い、地域が発展を続けていくためには、教育の果たす役割は極めて重要であります。特に、葛巻の子どもたちには、ふるさとへの想いや誇りを育むとともに、確かな学力、豊かな心、健やかな体を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、町が教育大綱に掲げる活力ある葛巻を創造するたくましい子どもを育む教育を進める必要があります。

こうしたことから、令和2年度は、保・小接続プログラムによる実践の積み重ねや、新たに内閣府の地方創生推進交付金を活用しながら取り組む高校の魅力化推進など、これまでの取り組みに磨きをかけて、さらなる実績と成果が上がるよう町行政と緊密に連携をとりながら、町総合計画中期基本計画の重点プロジェクトとして位置づけられた光り輝くひとづくりプロジェクトを推進するとともに、保育園から小学校、中学校、高等学校までの4校種が連携したふるさとキャンパス構想の下で、教育全体の充実に努めてまいります。

また、だれもが生きがいを持って心豊かに健康な生活が送れ、自ら進んで幅広く学習



できる学びの機会の拡充や、スポーツを通じた健康、体力づくりで日常生活に潤いや活力が増し、地域の人々との絆やつながりが深まる学び輝く人づくりを推進してまいります。

続きまして、町総合計画中期基本計画における教育行政部門の令和2年度の主要施策の概要について、取り組みを申し上げます。

はじめに、子どもを安心して産み育てられる子育て支援であります。子育て環境の充実につきましては、少子化、核家族化の進行に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められており、就学前教育の在り方検討委員会の検討結果などを踏まえ、時代の変化と多様な保育ニーズに対応し、就学前教育の充実を図るとともに、保育園と小学校との連携強化を図ってまいります。また、保育施設再整備調査結果を基にした保育園運営と施設整備検討などを進めて、就学前教育のさらなる充実を推進します。

主な事業としましては、子どもたちの健やかな育ちを支えるため、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を促す保・小接続プログラムの実践、保育士の資質向上と保育園経営充実のための幼児教育アドバイザー設置などに取り組んでまいります。

次に、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。教育の充実につきましては、小学校における新学習指導要領による完全実施と中学校における新学習指導要領への移行に向けて、学校運営や授業づくりの在り方に係る教職員の研修機会の確保に努めてまいります。また、国が進める学校における働き方改革や部活動指導の在り方について検討をさらに進め、児童生徒に向き合える時間の確保や効果的な教育活動ができる環境づくりを進めてまいります。さらには、連携型中高一貫教育の充実を図るほか、保、小、中、高の4校種連携の強化と、国際理解、情報、キャリア教育の充実を図り、一貫した学力向上と学習指導の充実に努めてまいります。

高校の魅力づくりにつきましては、令和7年度以降も見据えた葛巻高校の存続と、1学年2学級維持のさらなる継続に向け、山村留学生寄宿舎を活用した、くずまき山村留学事業の推進、充実を図るとともに葛巻町学習塾による学習レベルの向上等により、だれもが等しく高等学校教育を受けることができる機会の確保に努めてまいります。

主な事業としましては、小学校算数科における学力向上のためのデジタル教科書整備事業、GIGAスクール構想の実現による一人1台パソコンや情報通信ネットワーク環境整備事業、地域住民との連携により地域とともに歩む学校づくりを目指すコミュニティ・スクールの設置、地方創生推進交付金、先駆タイプを活用した高校を核とした新たな人づくり・人の流れづくりプロジェクト、山村留学生寄宿舎運営、葛巻町学習塾運営などに取り組んでまいります。

生涯学習の充実につきましては、日々目まぐるしい変化を遂げる現代社会において、だれもが生きがいを持って心豊かに健康な生活が送れるよう、自ら進んで幅広く学習できる生涯学習の充実がますます重要視されています。こうしたことから、時代の流れや町民ニーズに合わせた学びの機会の提供と町民の自主的な学習の支援を行うとともに、併せて、学習の成果を社会貢献や地域課題の解決につなげる取り組みを支援していくことで、まちづくりを担う人材の育成に努めてまいります。

また、令和3年度に完成予定の新庁舎には、町民の学びと交流、図書室機能や文化創

造活動の拠点となるスペースが整備されることから、教育委員会事務局体制を見直し、推進体制の強化を図ります。

青少年教育につきましては、学校、家庭、地域社会が連携して子どもを育む体制づくりをより一層推進するために、町青少年育成ネットワークと各学校に設置予定のコミュニティ・スクールが連携した取り組みを展開してまいります。

文化の継承につきましては、自主的な文化活動や地区文化祭の開催等を支援するとともに、より優れた芸術文化にふれる機会の提供に努めてまいります。また、町内に残る歴史的文化財や伝統芸能等を次の世代に確実に引き継ぐために、民俗資料等の適正な保存、管理に努めるとともに、郷土芸能の担い手の発掘と育成支援のほか、映像資料や書籍資料のデータ化保存等を進めてまいります。

主な事業としましては、これまでの生涯学習推進を継承した新たな第8次生涯学習推進計画の遂行、生涯にわたり学べる機会と学習成果の発表の場を提供する町民まなびい学園、生涯学習フェスティバルの開催、地域住民が一体となり青少年を取り巻く環境について考える子どもの未来を考える町民のつどい、地域の文化や芸能にふれる機会を提供する地区文化祭、郷土芸能発表会、町民の自主的な文化、学習活動を支援するとともに交流を促進する葛巻町文化活動支援事業費補助金などに取り組んでまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、スポーツは、個々の健康増進と体力向上を通じて日常生活に潤いや活力を与えるだけでなく、人と人あるいは地域と地域の交流を促進し、地域の一体感を醸成するものであり、地域コミュニティの再生に大きく寄与するものとなっております。

町民だれもが、ゆとりを持ってスポーツやレクリエーションに取り組むことができるよう、日常的にスポーツに親しめる機会や環境の充実を図るとともに、競技スポーツではトップアスリートや専門指導者から、直接指導が受けられる機会を創出してまいります。また、大会の誘致、開催などを通じて、スポーツ教室や交流試合の開催等、合宿するチームとの町民交流の機会を創出し、スポーツを通じた交流や関係人口の拡大と地域経済の活性化につながるスポーツツーリズムをより一層推進してまいります。さらに、令和2年度は町制65周年や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など歴史的な大イベントがあることから、小中高生を中心に様々な記念事業を開催し、スポーツレガシーとなるよう努めてまいります。

主な事業としましては、スポーツ合宿や大会誘致に係る経費を助成するスポーツツーリズム奨励事業、町制65周年及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連イベントを開催するスポーツ記念特別事業などに取り組んでまいります。

以上、令和2年度における教育行政部門の主要施策の概要について、ご説明を申し上げます。

今後におきましても、国策等による教育を取り巻く環境変化に対応しながらも、現状における本町の課題を捉え、的確に対応と改善をしていく必要があります。また、教育を通じて子どもたちの無限の可能性を大いに引き出し、さらには町民一人ひとりが、日々の生活に潤いと生きがいを感じていただけるよう努めてまいります。

ここに改めて教育の大切さに思いをいたし、葛巻の将来を担う人づくりのために全力

を尽くしてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、教育行政方針とさせていただきます。

議長（中崎和久君）

教育長教育行政方針演述が終わりました。

次に、日程第5、議案第3号、令和2年度葛巻町一般会計予算から日程第27、議案第25号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてまでの23議案を、一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（鈴木重男君）

はじめに、人事案件でございます。

議案第25号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。住所、葛巻町葛巻第6地割99番地2。氏名、丹内勉。生年月日、昭和33年4月23日生まれ。経歴書につきましては添付しておりますので、お目通しをいただきたく、お願いを申し上げます。なお、任期につきましては、令和2年7月1日から3年間の予定でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

それでは、最初に、令和2年度一般会計当初予算書と資料のご準備をお願いいたします。資料は、1ページから4ページにかけてでございます。

まず、当初予算書の表紙をめくっていただきまして、議案第3号、令和2年度葛巻町一般会計予算でございます。

新年度予算案につきましては、昨年度から建設を進めております、新庁舎建設に1,055,000,000円を計上したほか、町の最重要課題である人口減少対策、引き続き磨きをかけて町民の皆様の負託に応えるべく事務事業費を予算化したものでございます。以下、その内容を順を追ってご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ6,797,157,000円と定めるものでございます。前年度比195,016,000円、2.8パーセントの減でございます。

第2条は債務負担行為でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条が地方債でございます。第3表でご説明を申し上げます。

第4条が一時借入金で、借入限度額を前年度と同額の8億に設定するものでございま

す。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

2件でございますが、金融機関から資金融資を受ける商工事業者等に対し、利子補給等の支援を目的とするものでございます。商工業の振興等の観点から、町内の中小企業者を対象に中小企業振興資金融資事業に係る年率1.5パーセント以内の利子補給と、融資を受けるために必要な県信用保証協会に納付すべき保証料の全額を補助し、セットで支援するものでございます。期間は令和9年度までの8年間とし、同制度に係る元年度までの貸付実績は、27年度から5年間で延べ63事業者、融資総額213,530,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。全部で22事業に対し、総額1,712,500,000円を新規に起債するものでございまして、起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率、年9パーセント以内、償還の方法は融資先の融資条件によるほか、諸要件は従前どおりとするものでございます。起債事業の内容等につきましては、歳入で説明申し上げます。

13ページお願いいたします。

まず、本年度予算の構成についてでございますが、事項別明細書、総括の歳入でございますが、前年度比大きく伸びているのが、比較の欄でご覧いただきたいと思いますが、2款、地方譲与税が、昨年度に創設された森林環境譲与税の増により22,000,000円の増、10款、地方交付税が、普通交付税の伸びを見込んで120,000,000円の増、14款、国庫支出金が、総務費の地方創生推進交付金及び土木費の町営住宅の長寿命化等の事業により50,000,000円の増でございます。大きく減額したのが、15款、県支出金、農山漁村地域整備交付金が76,140,000円の減、参議院議員・知事・県議選挙執行経費21,763,000円の減などにより114,000,000円の減、18款、繰入金、21款、町債でございますが、新庁舎建設工事の年度間の事業量の関係で、繰入金が128,000,000円の減、町債は150,000,000円の減でございます。

14ページをお願いします。

支出でございますが、大きく伸びたのが、6款、農林水産業費が、道の駅レストラン整備工事により72,000,000円の増、8款、土木費が、葛巻浦子内線大橋上部工事、除雪機械の更新、町営住宅の長寿命化修繕工事等により91,000,000円の増、9款、消防費が、防災行政無線のデジタル化工事等により102,000,000円の増、12款、公債費が、清掃センター大規模改修分42,661,000円など財務省財政融資資金等の増加により67,000,000円の増でございます。減少したのが、2款、総務費が、現在、建設工事を進めております新庁舎の工事費の年度間の事業費の関係で540,000,000円の減と大幅な減となるほか、7款、商工費がプレミアム商品券事業の終了などにより、10款、教育費が江川中学校の校舎改築工事の完了等により減額となっております。

個別の事業につきましては、資料でご説明申し上げます。資料の1ページ、1ページの(2)をご覧いただきたいと思っております。

新規事業を中心に説明申し上げます。まず、総務費、地域公共交通再編支援事業

3,000,000円でございますが、新たな公共交通網形成に向けたコミュニティバスの実証試験を実施するものでございます。

次の地域人材ネット外部専門家招へい業務5,000,000円は、横浜市との連携パートナーシップの締結を契機とした地域循環共生圏を推進するための事業でございます。具体的には再生可能エネルギーを通じた連携方策の調査、研究、地域資源の活用による新商品開発、特産品の販売拡大などの地域活性化のための取り組みに対する外部専門家を招へいし、指導、助言をいただく事業となっております。

次の国土強靱化計画策定業務3,000,000円は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災、減災と迅速な復旧、復興に資する施策を、まちづくり施策や産業施策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施するための安全・安心な災害に強いまちづくりに向けた計画策定をするものでございます。

次の県北バス葛巻線運行业務3,300,000円は、当該路線は現在1日3往復の運行を行っている路線でございますが、乗車人数の減少により赤字路線となり、運行に係る経費の持ち出しが大きいということで、1往復を減便したい旨の申し出があったことを受けまして、町で1往復分を運行委託し、これまで同様に3往復の運行の形態で路線維持を図るものでございます。

次の町村合併65周年記念事業6,000,000円でございますが、合併65周年を契機とした新たなまちづくりの推進に向けた各種記念事業を実施するものでございます。

庁舎等建設事業費1,055,800,000円は、今年度から工事が進められております新庁舎建設工事に係る2年目の事業費を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

民生費でございますが、高齢者福祉施設整備事業33,812,000円は、新庁舎建設に伴い、取り壊しが予定されている老人福祉センターに替わる入浴施設を備えた高齢者のふれあいの場となる高齢者福祉施設を令和2年度、3年度、2カ年で整備するもので、2年度当初予算では用地費、地質調査費等を計上するものでございます。

次に、衛生費でございます。リサイクルセンター改修工事25,000,000円でございますが、トラックスケールの更新、倉庫の整備などの改修工事を実施いたします。

次の労働費の雇用促進奨励金12,000,000円は、町内事業所等が若者等を新規雇用した場合に、事業主に対し給与の一部を助成し、若者等の雇用環境の充実、地元定着を促進するものでございます。

次の農林水産業費の山ぶどう魅力発信事業2,250,000円は、山ぶどうの栽培振興に向けたシンポジウム等の開催、くずまきワイン等の特産品の情報発信強化を図る事業を実施するものでございます。

次の全日本ホルスタイン共進会出場助成金1,600,000円は、5年に一度開催される酪農の祭典であります全日本ホルスタイン共進会が10月に宮崎県で開催される予定となっておりますことから、共進会に出品する農家への支援でございます。

いわて地域農業マスタープラン支援事業23,000,000円は、効率的、安定的な酪農経営に向けて、産業組合などが計画しているハーベスター、コンビタンカーなどの粗飼料生産機械、育成舎等の整備に助成をするものでございます。

次の草地更新事業 3,000,000 円は、町単事業でございまして、粗飼料自給率の向上を図るため、草地、牧草地の更新に要する経費に助成をするものでございます。

次の草地畜産基盤整備事業費 94,212,000 円は、効率的な、効率的、安定的な酪農経営に向けて、葛巻第2地区で、2年度事業分として、草地、畜舎整備等を計画している基盤整備事業に対し助成するものでございます。

次の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 14,250,000 円は、酪農家の粗飼料生産基盤の強化を図るため、畜産開発公社がコントラクター事業の目的で導入を予定している自走式ハーベスターの導入に対し、10分の3の嵩上げ助成をするものでございます。

次のミルクハウスくずまき洗浄機更新事業 14,000,000 円は、食品衛生法の改正に伴い、令和2年9月より学校給食に牛乳を提供する事業者にHACCPが義務化されたことから、HACCPに基づく衛生管理基準に準拠した洗瓶機に更新を図るものでございます。

次の道の駅レストラン建設事業 148,460,000 円でございますが、道の駅くずまき高原の敷地内にレストランを新たに建設するもので、客席のほか倉庫、レトルト食品の加工施設設備を備えた施設を整備するものでございます。

次の農道寺田線整備事業費 34,000,000 円は、本年度実施した実施設計により、2年度と3年度の2カ年で改良工事を実施しようとするもので、2年度は路盤整備まで実施いたします。

次の森林現況調査業務 10,722,000 円でございますが、森林環境譲与税を活用し実施する事業でございまして、民有林の適正管理に向けて、今年度、意向調査を実施した畑、荒沢地区の民有林の現況調査を行います。

3ページ、商工費でございます。くずまき型DMO事業 12,625,000 円は、平成27年度から取り組んでおりますDMO事業を継続し、令和2年度は起業家の育成支援、サイクルツーリズムの推進、特産品を活用した商品開発、ブランディング、観光振興等を通じたまちづくり人材の育成と若者の雇用創出、起業支援を継続して実施してまいります。

次の土木費でございます。トンネル長寿命化修繕工事 10,000,000 円は、上外川トンネルの長寿命化に向けた修繕工事を行うものでございます。

次の除雪グレーダー更新事業 36,000,000 円は、老朽化している除雪グレーダーの更新でございます。

次の町道茶屋場田子線改良工事 38,000,000 円につきましては、大橋橋台部分の舗装、擁壁工など道路改良工事と、役場裏から中学校付近までの歩道の測量設計を実施するものでございます。

次の町道葛巻浦子内線改良工事 225,000,000 円は、大橋の架替工事でございます、2年度は上部工の工事を行い、木橋上屋部分は3年度の工事となるものでございます。

次の町道愛羅瀬線改良工事 20,000,000 円は、幼駒橋と既存の町道との摺付工事でございます、これにより当該路線の工事は完了となるものでございます。

次の町道追鍋線改良工事 1,830,000 円は、改良工事に向けて登記測量、用地取得を行

うものでございます。

町営住宅長寿命化修繕工事 44,800,000 円は、町営鳩岡住宅 28 棟の浴室改修工事を実施するものでございます。

次に、消防費でございます。防災行政無線デジタル化工事 95,000,000 円でございますが、アナログ回線が令和 4 年 12 月以降使用できなくなるため、防災行政無線のデジタル化を図るものでございます。

次の教育費でございます。山村留学寄宿舎運営等経費 43,830,000 円は寮の運営経費でございますし、次の公営塾運営事業 24,666,000 円は、塾の運営経費でございます、どちらも継続事業となります。

文化活動支援事業 1,000,000 円でございますが、町民の自発的な文化、サークル活動を支援するための新たな支援事業を実施するものでございます。

次のスポーツ施設改修工事 12,400,000 円は、社会体育館の柔剣道場の LED 化と非常用電源の改修工事を行います。

最後ですが、東京 2020 オリンピック・パラリンピック聖火事業等葛巻町実行委員会への事業費補助 3,500,000 円でございますが、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う聖火リレー等の事業を実施するにあたって、実行委員会を設立し、取り組みを進めるものでございます。

支出の最後に、給与費について概要を予算書の給与費明細書によりご説明を申し上げます。一般会計予算書の 169 ページをお願いいたします。

最初に、特別職でございますが、職員数が、常勤、非常勤合わせまして、本年度の計の欄でございますが、元年度は選挙の関係で投票立会人等の特別職の人数が多く予算措置されておりました関係で、2 年度は前年度比 329 人の減の 775 人となり、支給する報酬は、その他特別職が会計年度任用職員に移行した分等もあり大幅な減となり、前年度比 49.9 パーセントの減の 65,482,000 円、三役の給料が、前年度と同額の 21,420,000 円、これに手当、共済費を加えた一番右側の合計ですが、120,715,000 円、前年度比 73,393,000 円、37.8 パーセントの減となる予算を計上しているものでございます。

次に 170 ページをお願いいたします。

一般職員でございますが、(1)総括表の表で申し上げます。新年度より会計年度任用職員制度が新たに導入されることと、新採用職員の数によりまして、一般職の人数は合計で 206 人となり、前年度との比較で 116 人の増となるものでございます。これに対します給与でございますが、報酬は、会計年度任用職員分となりますが、139,011,000 円で皆増、会計年度任用職員以外の職員の給料は 319,607,000 円で、前年度比 13,414,000 円、4.4 パーセントの増、職員手当が 263,587,000 円、2,694,000 円、1 パーセントの増、これに共済費を合わせた一番右側の合計が 846,947,000 円で、前年度比 183,773,000 円、27.7 パーセントの増となる予算を計上しているものでございます。

なお、職員の手当の内訳、会計年度任用職員、それ以外の職員ごとの内訳等は以降の表でご確認をいただきたいと存じます。

次に、これらの財源となる歳入について申し上げます。お戻りいただきまして、15 ページをお願いいたします。

まず、1款の町税でございますが、1項の町民税では、1目の個人町民税は、昨年度は給与所得、農業所得が前年度を上回っていることにより増加を見込む一方、法人町民税につきましては、税制改正による税率の改正により前年度を下回るものと見込んで、個人、法人税を合わせた町民税全体では188,940,000円としたものでございます。

2項の固定資産税では、土地については、主に宅地地価の下落による課税標準額の減少、家屋については、家屋の新築軽減の終了による課税標準額の増加をそれぞれ見込んでおり、合算して1,157,000円、0.5パーセントの減の225,261,000円を見込んで、町税総額では昨年度とほぼ同額の472,969,000円を計上したものでございます。

16ページをお願いいたします。

1款、3項、軽自動車税でございますが、令和元年10月から軽自動車の取得税に代わる新たな税制として、環境性能割が導入され、同時に軽自動車税の名称が種別割に変更されております。1目、環境性能割2,331,000円につきましては、税制の改正時期の関係で、元年度は対象期間が4カ月となっておりますが、2年度は12カ月分となる関係で、1,598,000円ほどの増となり、次の2目、種別割につきましては、これまでの軽自動車税が名称が種別割に変更されておりますが、税率等の変更はございませんので、前年度とほぼ同額の20,391,000円を見込んでいるものでございます。

17ページをお願いいたします。

2款、地方譲与税、3項、1目、森林環境譲与税でございますが、令和2年度の市町村に対する譲与税額については、元年度の2.1倍となる見込みとなっておりますことから、前年度比で21,903,000円の増の42,903,000円としているものでございます。

18ページをお願いいたします。

6款、法人税交付金、1項、1目の法人税交付金1,496,000円でございますが、これは地域間の財政力の格差の拡大や、大都市に税収が集中する構造的な課題に対応するため、令和2年度から開始される新たな交付金制度でございまして、令和元年10月1日からの税収が都道府県に交付されて、平成30年の法人割決算額により県が試算した額により予算計上しているものでございます。

8款、環境性能割交付金、1項、2目の環境割交付金6,000,000円は、自動車取得税交付金が令和元年9月末で廃止されたことに伴い、昨年10月に燃費基準により課税される環境性能割が新設され、県が徴収し、町に交付する形になりますが、軽自動車分は市町村民税として、普通車両分は、普通車分は交付金として交付になるものでございます。

10款の地方交付税では、普通交付税については、普通交付税の財源不足を補う臨時財政対策債の大幅な減少が示されているほか、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用した新たに創設される算定項目である地域社会再生事業費や、交付税に算入される公債費の伸び等を勘案して、前年度比1億円増の2,850,000,000円を計上し、特別交付税は前年度比20,000,000円の増の2億円を見込んで、地方交付税全体では前年度比120,000,000円、4.1パーセントの増の3,050,000,000円を計上するものでございます。

21ページをお願いいたします。

14款、国庫支出金、2項、1目、総務費、国庫補助金、1節、総務管理費補助金、



地方創生推進交付金、国2分の1の38,204,000円でございますが、このうち高校を核とした新たな人づくり・人の流れプロジェクト事業31,892,000円は、地域みらい留学推進協議会に加盟している全国各地で取り組んでいる高校地域留学、本町の場合は山村留学の事業となりますが、高校魅力化事業として地方創生交付金の対象に認められることとなったもので、町がこれまで取り組んできている、くずまき山村留学事業、葛巻町学習塾、葛巻高校教育振興費等の事業が、この対象となるものでございます。

30ページをお願いします。

18款、繰入金は、総額では、前年度比25.5パーセント減の375,334,000円を計上しているものでございます。このうち、3目の公共施設等整備基金繰入金では286,000,000円を取り崩し、新庁舎建設や葛巻病院建設に係る借入れの償還金操出金に向けて充てることとし、さらには1目、財政調整基金繰入金では、前年度比15,000,000円減の1億円を取り崩し、財源調整を図ったものでございます。

31ページをお願いします。

20款、諸収入、3項、1目、貸付金元利収入は14,345,000円で、15,655,000円の減ですが、これは乳製品製造工場施設へのふるさと融資貸付金が終了したことによる減となるものでございます。

33ページをお願いします。

21款、町債は、1項、1目、総務債の3節、庁舎建設事業債が、役場新庁舎建設に充てるため918,600,000円、2目、民生費、3節、老人福祉事業債では、高齢者福祉施設整備事業に充て32,800,000円、5目、農林水産業債、4節、農業振興事業債では、道の駅レストラン整備事業に充て138,800,000円、7目、土木債、1節、道路整備事業債では、道路整備事業、道路長寿命化修繕事業等に充て180,580,000円、2節、道路除雪事業債では、除雪機械整備事業に充て16,800,000円、8目、消防債、1節、消防施設整備事業債では、防災行政無線デジタル化改修事業に充て95,000,000円、9目、教育債、3節、社会教育事業債では、社会体育館施設改修事業に充て12,400,000円の発行を予定するものでございます。10目、臨時財政対策債は、国の地方財政計画等を踏まえ、前年度比20,000,000円の減の1億円としたものでございます。

一般会計は以上でございます。次に特別会計でございます。国保会計からお願いいたします。

議案第4号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

国保会計につきましては、被保険者数減少の影響等により、歳入では保険税及び歳出では保険給付費等が減少するものと見込んでいるものでございます。

1ページをお願いします。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ845,054,000円と定めるものでございます。前年度比121,255,000円、12.5パーセントの減でございます。

事項別の明細でございますが、11ページをお願いします。

歳出では、1款、1項、1目、一般管理費の12節、③の最後の項目でございますが、市町村事務処理標準システム導入事業3,049,000円は、国では、国保運営の都道府県化にあたり、市町村が担う事務の全国的な標準化及び効率化を図るための電算システムの

導入を前年度より進めており、当該システムを構築するための経費でございます。

18 節、負担金の市町村事務処理標準システム 4,163,000 円も、同じく標準システムのうち県が整備をすることになる県整備費用の市町村負担分でございます。なお、経費のほぼ全額が国から交付されるものでございます。

15 ページをお願いします。

2 款、保険給付費、1 項、1 目、一般被保険者療養給付費は、主には医療機関への支払い分でございますが、前年度比 15.3 パーセント、84,039,000 円の減の 464,900,000 円を計上しているものでございます。

17 ページをお願いします。

3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項、1 目、一般被保険者医療給付費は、主には被保険者から国保税等を県に納付するものですが、前年度比 2.6 パーセント、4,293,000 円の増の 167,039,000 円を見込むものでございます。

8 ページをお願いします。

歳入でございますが、1 款、国民健康保険税、1 項、1 目の一般被保険者国民健康保険税では、前年度比 8,066,000 円の減、159,933,000 円を計上するものでございます。なお、収納率につきましては、県が示している標準的な収納率に合わせて、現年課税分の収納率を前年度比 0.21 ポイント増の 97.2 パーセントに設定したところでございます。

4 款、県支出金、1 項、1 目、保険給付費等交付金の 1 節、普通交付金 528,961,000 円は、医療機関等への支払いに充てるための原資として、県から交付される分でございますが、前年度比 16.6 パーセント、105,441,000 円の減でございます。

次に集排会計をお願いします。1 ページをお願いします。

議案第 5 号、令和 2 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 215,519,000 円と定めるものでございます。前年度比 2,924,000 円、1.4 パーセントの増で、ほぼ前年度並みの予算規模でございます。

第 2 条は地方債でございます、第 2 表でご説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債でございます。浄化槽市町村整備推進事業では、町整備型浄化槽 7 人槽で 30 基相当分を整備するために 31,200,000 円を、財源調整制度である資本費平準化債を 20,300,000 円、合わせて 51,500,000 円の起債を計画するものでございます。

11 ページをお願いします。

歳出の 2 款、施設管理費、1 項、1 目、農業集落排水施設管理費の 12 節、委託料の一番下ですが、最適整備構想策定業務 4,000,000 円は、新規でございますが、葛巻、四日市、両クリーンセンターの改修に向けて、国庫補助事業を活用し、改修計画の策定を行うものでございます。

その財源として、歳入、8 ページをお願いします。

3 款、国庫支出金、1 項、2 目、農山漁村地域整備交付金は、1 施設 2,000,000 円の定額補助であり、2 施設分で、歳出同額の 4,000,000 円を計上しているものでございます。

12ページをお願いします。

3款、施設建設費、1項、1目、町整備型浄化槽建設費、14節、工事請負費42,000,000円は、前述のとおり浄化槽30基分を予定しているものでございます。

次に、後期高齢者医療会計をお願いいたします。

議案第6号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77,657,000円と定めるものでございます。前年度比5,391,000円、7.5パーセントの増でございます。

予算規模、内容とも、ほぼ前年度並みでございますが、若干の増となった要因は、9ページをお願いします。歳出では、保険料軽減の特例の見直しにより、2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金が73,916,000円で、5,111,000円の増となり、6ページですが、1款、後期高齢者医療保険料、1項、1目、歳入では、1款、後期高齢者医療保険料、1項、1目、特別徴収保険料が30,792,000円で4,711,000円の増、2目、普通徴収保険料が15,168,000円で、2,589,000円の増で、3款の保険安定繰入金が27,957,000円で、2,189,000円の減となるものでございます。

特別会計は以上でございます。次に、補正予算をお願いいたします。一般会計補正予算書と資料は5ページから7ページをお願いいたします。

議案第9号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）でございます。

今回の補正予算案は、歳出では、学校情報通信技術環境整備事業、農業委員会経費などを増額し、公有林整備事業費、診療対策経費などを減額し、歳入では、国庫支出金などを増額し、県支出金、地方債などを減額するものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の総額から、それぞれ12,761,000円を減額し、歳入歳出の総額を、それぞれ7,657,450,000円とするものでございます。

第2条が繰越明許費、第3条が債務負担行為の補正、第4条が地方債の補正でございます。それぞれ各表でご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。2款、総務費の総務管理経費ほか全部で10事業、事業費総額で2,064,497,000円を2年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為の補正でございます。追加でございまして、森林組合が取り組んでおります町産材の販路拡大のための事業等を支援するために、組合の事業運転資金に係る損失補償をするため債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和3年度までの3カ年度。補償の内容は、組合が令和3年3月までに借り入れる短期資金の償還元金及び利子について、1億円を限度に、その全額を補償するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。変更5件でございまして、起債限度額を合計で

111,300,000円を、5,600,000円を減額し105,700,000円に変更するものでございます。労働事業、農業集落排水事業、造林事業、教育振興事業はいずれも実績見込みによる減額でございます。学校教育施設整備事業は、今回、町内小中学校7校の校内通信ネットワークを高速大容量の校内ネットワークにする学校情報通信ネットワーク環境整備工事を歳出に計上いたしましたことから、その財源20,100,000円の増額などにより、補正後63,000,000円とするものでございます。

次に、事項別明細についてでございます。

まず、歳出について、17ページお願いいたします。

2款、総務費、1項、6目、企画費の3、地域情報化推進費、その他借上料2,000,000円の減は、情報化基盤整備機器リース料、自主放送のリース料になりますが、年度途中からのリースとなった関係で実績による減となります。

その下の4の定住対策推進事業経費、町ふるさとづくり基金積立金は、1月までのふるさとづくり寄附のうち、用途指定のありました5,705,000円の積み立てでございます。

一番下の6、地域おこし協力隊事業管理経費、報償費4,840,000円、次のページの委託料の2,000,000円の減は、報償費は酪農構想コーディネーターの退任と、教育委員会の寄宿舎ハウスマスターの採用が令和2年4月になったことによる減額でございます。委託料については、地域おこし協力隊員の募集を外部委託せずに、直接募集を行ったことによる減額でございます。

20ページをお願いいたします。

同じく、3目、老人福祉費、1、老人福祉事業管理経費、20節、扶助費2,400,000円の減は、養護老人ホーム等措置費が、町外の施設の入所者が1名減になったことによる減額でございます。

23ページをお願いいたします。

4款、衛生費、1項、2目、予防費の2、生活習慣病予防費、健康管理システム改修業務1,617,000円の増は、母子保健情報を市町村間でデータ連携をするための既存の健康管理システム改修費の増でございます。

24ページお願いします。

同じく、5目、診療諸費、1、診療対策経費の看護職員等養成修学資金貸付金8,950,000円の減は、貸付実績による減額でございます。

25ページお願いいたします。

5款、労働費、1項、1目、労働諸費、2、雇用促進事業費3,840,000円の増は、雇用促進補助金の実績による増額でございます。

その下の6款、農林水産業費、1項、1目、農業委員会経費、報酬、農業委員の成果報酬4,015,000円の増ですが、農業委員の農地利用最適化活動の成果、実績分が確定したことによる増額でございます。

26ページお願いいたします。

同じく、5目、畜産業費、2、畜産振興総合対策事業費の補助金、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費10,660,000円の減は、当初予算では粗飼料生産機械の整備を4組合で実施する計画でしたが、県の補助金額の関係で2組合分が次年度に実施す

ることとなったことによる実績による減額でございます。

その下の6、新くずまき型畜産体制推進事業費4,500,000円の減は、委託費の畜ふんバイオガスプラント設計指導調査業務について、畜産バイオガスプラントの整備に向けて、令和元年度にプロポーザルの発注に向けた設計指導、業務委託料を計上していましたが、プロポーザルの発注に必要な前提条件、事業参加者の確定、運営体系等が整わなかった関係で、発注が困難となったことによる減額でございます。

次の葛巻町畜産クラスター協議会運営費補助につきましても、畜産クラスター事業で牛舎整備を予定していた取組主体が資金調達の不調により事業を取り下げたことによる事業補助委託業務等が不要になったことによる減額でございます。

27ページをお願いいたします。

同じく、11目、農業集落排水事業、1、農業集落排水事業管理費補助金、水洗化普及事業費5,000,000円の減は、浄化槽設置の実績見込みによる減額でございます。

その下の6款、2項、1目、林業総務費、13節、委託料の森林現況調査等業務2,730,000円の減と、その下の19節、補助金の私有林整備事業9,650,000円の減については、森林環境譲与税による事業実施を見込んでいたものでございますが、対象となる森林の抽出等が完了しなかったことにより、事業着手に至らなかったことによる減額でございます。

その下の25節、積立金、森林環境譲与税17,688,000円の増は、令和元年度に事業費に充てられなかった森林環境譲与税額を基金に積み立てるものでございます。

次の2目、造林事業費、1、公有林整備事業、13節、委託料の造林事業17,900,000円の減は、県の森林整備事業の補助金の配分が見込みより少なかったため、民有林の整備を優先したことによる事業実績による減額でございます。

次の3目、林業振興費、1、森林保全特別対策事業費、19節の補助金、森林整備地域活動支援交付金3,900,000円の減は、事業実績による減額でございます。

次の森林整備地域活動支援交付金返還金1,452,000円は、平成29年度に町の森林組合が実施した事業の中で、一部補助金の返還を要する事由が発生したことによる返還金でございます。

29ページをお願いいたします。

7款、商工費、1項、2目、商工振興費、3、プレミアム付商品券事業費、プレミアム付商品券発行事業費6,350,000円の減は、住民税非課税者及び3歳未満児の子どもがいる世帯を対象にした国の補助事業分について、実績による減額となるものでございます。

31ページをお願いいたします。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費、5、学校情報通信技術環境整備事業費55,052,000円の増ですが、国の進めるGIGAスクール構想の実現に向けて、国が補正予算で創設した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、2分の1の補助ですが、これを活用し、町内小中学校7校の校内通信ネットワークを高速大容量の校内ネットワークに整備するとともに、これに併せて、町単独事業で大型の掲示装置を教室に設置する工事を実施するもので、どちらの工事も全額を繰り越して、2年度

で工事を実施するものでございます。

32 ページ、同じく、10 款、5 項、2 目、学校給食費、1、学校給食センター運営経費、18 節、備品購入費 3,590,000 円の減は、食器洗浄機の購入の入札結果による減額でございます。

次に、歳入でございますが、11 ページをお願いいたします。

11 款、分担金及び負担金、1 項、1 目、民生費負担金、養護老人ホーム保護措置費等負担金 5,980,000 円の増は、他市町村から葛葉荘の入所者数、他市町村からの葛葉荘の入所者数の増による実績見込みでございます。

12 ページをお願いします。

13 款、国庫支出金、2 項、4 目、商工費国庫補助金のプレミアム付商品券事業費補助金 6,350,000 円の減と、同じく、事務費補助金 674,000 円の減は、実績に基づく減額でございます。

その下の 6 目、教育費国庫補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 19,364,000 円の増は、歳出の教育費の学校情報通信技術環境整備事業費の財源でございます。

13 ページをお願いいたします。

14 款、県支出金、2 項、4 目、農林水産業費県補助金の農地利用最適化交付金 4,974,000 円の増は、歳出の農業委員会費の農業委員の農地利用最適化活動の成果実績が確定したことによる国からの交付金の増額でございます。

一つ飛んで、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金 7,108,000 円の減は、歳出の畜産業費のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業費の財源として県からの補助金が確定したことにより、実績に基づく減額でございます。

次の林業費補助金の森林整備事業費補助金 13,235,000 円の減は、歳出の公有林整備事業費の財源として国からの補助金が確定したことによる実績に基づく減額でございます。

14 ページをお願いします。

次の 19 款、諸収入、4 項、5 目の雑入、市町村振興交付金 1,554,000 円と、次の市町村振興助成金 6,439,000 円は、宝くじによる交付金助成金でございます。

その下の森林整備地域活動支援交付金返還金 1,798,000 円は、歳出の林業振興費で説明いたしました、平成 29 年度分の森林整備地域活動支援交付金の交付に係る森林組合からの返還金で、国の補助金に町が嵩上げ補助をした金額を合わせた償還金となるものでございます。

20 款、町債につきましては、先ほど地方債補正の説明と内容が重複しますので省略させていただきます。

一般会計の補正は以上でございますが、次に、国保会計をお願いいたします。

議案第 10 号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)でございます。

今回の補正は、歳入では、実績確定による財政安定化支援事業繰入金が増、歳出では、退職者被保険者等に係る過年度分保険給付費等交付金償還金の増が主な内容でございます。

ます。

1ページお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ531,000円を追加し、総額を990,350,000円とするものでございます。

6ページお願いいたします。

歳入でございますが、6款、繰入金、1項、1目、1節の保険基盤安定繰入金695,000円の減、4節の財政安定化支援事業繰入金1,226,000円の増は、いずれも実績確定による補正でございます。

7ページ、歳出でございますが、9款、諸支出金、1項、3目、保険給付費等交付金償還金1,472,000円の増は、過年度分退職被保険者等に係る納付金の確定による交付金の精算に係るものでございます。

次に、農集会計をお願いいたします。

議案第11号、令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）で  
ございます。

今回の補正は、歳入歳出とも実績確定による減額でございます。

第1条でございますが、平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算における  
年度表示について、元号改正に伴い令和元年度とするものでございます。

第2条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ19,922,000円を減額し、総額を  
192,673,000円とするものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。第2表で説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正、変更2件でございます。浄化槽市町村整備推進事業費でございますが、  
実績見込みによる限度額の補正でございまして、補正額を16,100,000円減額し、  
13,600,000円とするものでございます。下の資本費平準化債につきましては、実績見  
込みによる限度額の補正でございまして、補正額を3,000,000円減額し、18,800,000  
円とするものでございます。

7ページお願いいたします。

歳入でございますが、1款、分担金は、本年度の新規加入実績により、1目、農業集  
落排水事業費分担金1,040,000円の増、2目、町整備型浄化槽分担金4,680,000円の減  
により、3,640,000円の減でございます。

3款、国庫支出金は、1目、浄化槽市町村整備推進事業費補助金4,447,000円の減等  
により、4,597,000円の減、4款、県支出金、1目、下水道事業債償還基金費県補助金  
は1,884,000円の減で、いずれも実績見込みによる減額でございます。

7款、繰越金、1目、繰越金、前年度繰越金9,300,0000円は、30年度会計の剰余金  
の繰り越しでございます。

8ページ、9款、町債でございますが、1目、浄化槽市町村整備推進事業債16,100,000  
円の減、2目、資本費平準化債3,000,000円の減により、19,100,000円の減でござい  
ます。

9ページの歳出でございますが、1款、総務費、1項、2目、下水道事業債償還基金

積立金、25 節、積立金、農業集落排水事業債償還基金 1,885,000 円の減でございますが、実績見込みにより歳入の県補助金の減額と同額を減額したものでございます。

3 款、1 項、1 目、町整備型浄化槽建設費、浄化槽整備工事 22,000,000 円の減は、実績見込みによる減額でございます。

併せて、5 款の予備費を 3,114,000 円増額し、歳入歳出の調整を図っているものでございます。

補正関係は以上でございます、次に条例等でございます。

議案集の 1 ページをお願いいたします。

議案第 13 号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の概要でございますが、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、地方公務員法第 31 条の規定により、職員のサービスの宣誓につきましても、会計年度任用職員は、これまでの制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法でできるよう、会計年度任用職員に関する例外規定を新たに設けるものでございます。

附則ですが、令和 2 年 4 月 1 日からの施行とするものでございます。

議案集の 2 ページをお願いいたします。

議案第 14 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本改正案は、地方自治法の改正に伴い、新たに地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償請求に関する規定が新設されたことに伴い、条項ずれ等が発生することから、関係する条例について所要の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第 1 条、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。第 4 条で引用する第 243 条の 2 を第 243 条の 2 の 2 に改正するものでございます。第 2 条、葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。第 1 条と同様に第 5 条で引用する箇所について改正するものでございます。

附則でございますが、令和 2 年 4 月 1 日からの施行とするものでございます。

議案集の 4 ページ、資料 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

議案第 15 号、葛巻町職員定数条例及び葛巻町課設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容は議案資料でご説明申し上げます。議案資料の 8 ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。平成 28 年度に策定した葛巻町総合計画に掲げるまちの目指すべき将来像、未来を協創する 高原文化のまちを実現するために、令和 2 年度から取り組む中期基本計画及び第 2 期総合戦略に掲げる町の重要課題、人口減少対策を着実に推進していくとともに、令和 3 年 7 月に行政、交流、商工金融の機能を複合化した新たなまちの拠点となる庁舎が完成する予定であり、特にも交流エリアについては、多目的ホール、図書、学習スペースなど、これまで以上に充実した文化機能が付加されることから、今後、新施設の機能を有効活用した住民サービスの拡充を図るほか、複雑、



多様化する住民ニーズに的確に対応した行政サービスが提供できるよう、新たな行政組織機構を構築しようとするもので、併せて、関連する条例について、所要の整備をしようとするものでございます。

2、改正する条例名ですが、葛巻町職員定数条例、葛巻町課設置条例、一般職の職員の給与に関する条例、葛巻町特別職報酬等審議会条例の4条例でございます。

3、改正の概要でございますが、(1)の葛巻町課設置条例の図をご覧いただきたいと思います。今回の機構改革で変更となる部署を抜粋した図となっております、左側が変更後、右側が変更前となっております。また、9ページは見直し後の行政機構図となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

議案集に戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

第1条、葛巻町職員定数条例の一部改正でございます。第1条、定義の規定でございますが、1行目の教育委員会のあとに、選挙管理委員会、監査委員を追加し、第2条、職員の定数の表でございますが、左側、区分の欄、一番上の行につきまして、水道事業を除くを削除し、3行目の教育委員会事務局の次に、4行目、選挙管理委員会の事務局を、5行目に監査委員の事務局を追加し、定数の欄でございますが、町長の事務局を123人に、教育委員会の事務局を28人に、選挙管理委員会の事務局を兼任職員7人に、監査委員の事務局を兼任職員2人に、農業委員会事務局を2人のうち1人を兼任職員に、それぞれ改正しようとするものでございまして、全体の定数は157人で変更はないものでございます。

5ページ、次の6ページをお願いいたします。

第2条、葛巻町課設置条例の一部改正でございます。

第1条、設置の規定でございますが、これまでの総務企画課、政策秘書課の体制を見直し、総務企画課の一部の業務を政策秘書課に移管して、政策秘書課を筆頭課とするとともに、人口減少対策の取り組みを強化するため、いらっしやい葛巻推進課を課に昇格させる形で、総務課といらっしやい葛巻推進課に分離いたしまして、現行の6課体制を7課体制に改正しようとするものでございます。

第2条、分掌事務の規定につきましては、第1号を政策秘書課とし、所管事務につきましては、これまで総務企画課の所管事務でございました議会に関する事項、職員に関する事項、条例の立案に関する事項、町行政の総合的な企画に関する事項等が政策秘書課の所管となり、ア、議会に関する事項、イ、条例の立案に関する事項、ウ、町行政の総合的な企画に関する事項、エ、特に定める施策の推進に関する事項、オ、人事及び秘書に関する事項、カ、職員に関する事項とするものでございます。

第2号、総務課につきましては、いらっしやい葛巻推進課が設置されることと、これまで所管しておりました事務の一部が政策秘書課で担当することになるため、ア、町の行政一般に関する事項、イ、行政改革及び事務改善に関する事項、ウ、消防、防災、交通安全及び防犯に関する事項、エ、統計に関する事項、オ、町の予算その他財務に関する事項、カ、その他他課の主管に属しない事項とするものでございます。

第3号、いらっしやい葛巻推進課の所管事務につきましては、ア、人口減少対策に関する事項、イ、移住定住対策に関する事項、ウ、広聴広報に関する事項、エ、商工業及

び観光に関する事項、才、労働に関する事項とし、町の最重要課題であります人口減少対策に関する事項に加えまして、総務企画課が所管しておりました観光部門、これまで農林環境エネルギー課で所管しておりましたエネルギー関係の視察対応、グリーンツーリズム、教育委員会事務局で所管しておりましたスポーツツーリズム部門を加え、交流人口、関係人口の拡大に係る部門を一元化し、推進する体制とするものでございます。

第4号の住民会計課以降は、いらっしやい葛巻推進課の設置に伴う番号ずれの改正でございませう。

附則でございませうが、第1条、施行期日につきましては、令和2年4月1日の施行とし、第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございませうして、別表第3の基準となる職務の規定の2件について、第1号の主任主事及び主任技師の職を廃止して、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師及び保育士の職務に改正し、第3条で、この条例の施行日の前日においてその者における基準となる職務が主任主事、主任技師であった者については、施行日後においても、なお従前のおりとする経過措置を規定するものでございませう。第4条でございませうが、葛巻町特別職報酬等の審議会条例の一部改正でございませうして、第6条中、庶務担当課とあるのは人事担当課に改正しようとするものでございませう。

次に、8ページお願いいたしませう。

議案第16号、印鑑条例の一部を改正する条例についてでございませう。

まず、改正の概要でございませうが、印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図る観点から、条例の改正を行うものでございませう。

改正の内容といたしませうしては、第2条の登録資格の規定、第2項第2号の成年被後見人を意思能力を有しない者に改正し、第4条、第5条につきましては、外国人住民の標記について、印鑑登録証明事務処理要領に合わせた文言の修正でございませう。

第13条、印鑑登録のまっ消の規定の部分ですが、第1項に第7号として意思能力を有しない者を新たに追加するものでございませう。

附則ですが、公布の日からの施行とするものでございませう。

次に、11ページお願いいたしませう。

議案第17号、町営住宅条例の一部を改正する条例でございませう。

まず、改正の概要でございませうが、総務省から国土交通省に対して、低所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保、要配慮者が安心して暮らせる環境の充実を図る観点から、公営住宅への入居者等に対する対応状況、住宅確保、要配慮者への支援の実施状況等を調査した結果に基づき、必要な改善措置が勧告されたことを受けて、民法の一部改正をする法律及び公営住宅管理標準条例(案)についてが改正されたことに伴い、所要の整備を行うものでございませう。

改正の内容でございませうが、第6条、入居者資格については、収入基準の見直し、同居親族要件の削除、第11条、住宅入居の手続については、入居手続における保証人の連署する請書提出の義務づけを削除、第14条、家賃については、第4項として認知症の入居者に係る収入申告義務を緩和する規定を追加し、第18条、敷金については、第

4項として入居者が家賃を支払わないときは敷金をその弁済に充てることのできる規定を追加、第28条、収入超過者等に関する認定については、高額所得者の収入基準等の見直し、その他、公営住宅管理標準条例案についての改正に合わせた全体での文言等の整理をするものでございます。

附則ですが、令和2年4月1日の施行とするものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第18号、手数料条例の一部を改正する条例でございます。

まず、改正の概要でございますが、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称、番号利用法の改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、別表第2条関係でございますが、第7号、住民基本台帳法関係については、除票の写し又は除票の記載事項証明書の交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付の項目、手数料の額を追加するものでございます。

第8号の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の関係については、マイナンバーカードの前に通知された通知カードが、マイナンバーカードの普及により廃止されることに伴い、通知カードの再交付の項目を削除するものでございます。

附則ですが、この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行とするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第19号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず、改正の概要でございますが、地方公務員法の改正により、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれに準ずるものの職についての要件が、①専門的な知識、経験または識見を有すること、②が当該知識経験等に基づき事務を行うこと、③が事務の種類は助言、調査、診断、または総務省で定める事務であることの全ての要件に該当する職に明確化されたことにより、所要の整備をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、非常勤特別職に該当しておりましたが、これまでは別表に記載されていなかった学校医、学校歯科医、学校薬剤師の項目を追加し、これにより法第3条第3項第3号に該当する職は全て列举されることとなりますことから、上記以外の特別職の職員に関する規定を削除するものでございます。

附則ですが、令和2年4月1日からの施行とするものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正案は、町が茶屋場地区に整備を進めておりました住宅が完成見込みとなりましたことから、定住促進住宅に追加し、管理、利用に供しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第1条の表中、田の沢定住促進住宅の次に、名称といたし

まして、茶屋場定住促進住宅。位置づけでございますが、葛巻町葛巻第9地割12番地4。建築年度、令和元年度。構造等は、木造平屋建共同住宅1棟。戸数、4戸を追加するものでございます。

附則でございますが、令和2年4月1日の施行とするものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

議案第21号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

まず、改正の概要でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、附則の第2項、職員の経過措置、放課後児童支援員の資格のみなし規定の部分ですが、平成32年3月31日をもって、設備運営基準における経過措置が切れることとなりますことから、切れることとされておりましたが、経過措置の延長が図られたことから、平成32年3月31日を当分を間に改正し、延長しようとするものでございます。

附則ですが、令和2年4月1日の施行とするものでございます。

次に、23ページお願いいたします。

議案第22号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

本改正案は、水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者は5年ごとに指定業者登録の更新を行うこととされたことに伴い、更新に係る申請手数料を定めるものでございます。

内容といたしましては、第29条、手数料の規定第2号に指定業者の更新申請をする際の手数料1件につき10,000円とする規定を新たに追加するものでございます。

附則ですが、令和2年4月1日からの施行とするものでございます。

次に、24ページ、議案資料の10ページをお願いいたします。

議案第23号、葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてでございます。

議案資料でご説明申し上げます。

1、制定の趣旨でございます。情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定め、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動のさらなる円滑化を図り、もって町民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与しようとするものでございます。

2、制定、廃止条例名でございますが、(1)の葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を新たに制定し、これに伴いまして、(2)のこれまでの葛巻町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例は廃止するものでございます。

3、制定の概要でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称、行政手続オンライン化法の一部改正により一部改正するものでございますが、内容としましては、情報通信技術の進展に伴う全面的な改正となっております、

その主な改正点は①から⑦の事項となっております。

まず、①の法第1条に関係する分でございますが、改正前の法律では対象が行政手続に限定されたものとなっておりますが、一部改正により対象が拡大されて、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目的とすることとされたところでございます。

法第2条の関係ですが、法律で基本原則とされる三つの事項として、デジタルファーストということで、個々の手続、サービスが一貫してデジタルで完結する社会を目指すこと。ワンスオンリーということで、一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。コネクテッド・ワンストップということで、民間サービスを含め、複数の手続、サービスをワンストップで実現することが期待されております。

また、③から⑦は今回新たに盛り込まれた内容でございますが、③政府は情報システム整備計画を策定し、国の行政機関等は情報システム計画にしたがって情報システムを整備しなければならないこと。国以外の行政機関は、国が行う情報システムの整備等に準じて、情報システムの整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこと。

④行政手続、申請、処分通知等について、オンライン実施を原則化すること。地方公共団体の条例又は規則に基づく行政手続については、努力義務とすること。

⑤行政機関間の情報連携等によって入手、参照できる情報に係る添付書類については、添付を不要とすること。

⑥国は、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差を是正するための施策を講じなければならないこと。地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないこと。

⑦行政手続に密接に関連する民間手続を行う民間事業者は、当該民間手続をオンライン化するとともに、行政機関等との連携を確保するよう努めなければならないことが規定されたところでございます。

このように、法律の改正により目的、対象が拡大されたこと等を踏まえまして、葛巻町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例については、条例名も含めて全部の条例の改正が必要となることから、一部改正ではなく、葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例として新たに制定することとしたものでございます。

次のページでございますが、(2)新旧条例の構成の比較表でございます。左側が旧条例、右側が新たに制定しようとする条例でございますが、今回の法改正の反映状況を整理したものでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

附則ですが、第1条、施行日は、公布の日からの施行とするものでございます。第2条、葛巻町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につきましては廃止とし、第3条、経過措置の規定でございますが、この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の葛巻町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、条例第6条又は第7条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用するものでございます。第4条、葛巻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。

法律の改正により法律の題名が改正されておりますので、引用箇所を改正するものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

議案第24号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

本案件につきましては、完成見込みとなりました山岸自治会館につきまして、指定管理の方法により管理、運営をするために、公の施設に係る指定管理者の指定に関し、次のとおり指定するため、地方自治法の規定により、議決をお願いするものでございます。

1として、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称が、山岸自治会館。2、指定管理者となる団体として、山岸自治会を指定するものであり、その選定にあたっては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらないで選定するものでございます。3、指定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとし、他のコミュニティセンターの現行の指定期間に合わせるため、令和2年度末とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

病院事務局長。

#### 病院事務局長（大久保栄作君）

お疲れ様でございます。それでは、病院会計の予算書をお願いいたします。

議案第7号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページでございます。

第2条、業務の予定量でございます。病床数につきましては、令和元年度と同数の一般病床42床、このうち地域包括ケア病床につきましては14床、介護療養病床18床とするものでございます。患者数につきましては、一般病床入院患者数を年間12,045人、1日平均で33人と見込んでいるものでございます。前年度当初予算比で3人の減となっております。介護療養病床入所者数を年間1,825人、1日平均5人とするものです。前年度比1名の減となっております。外来患者数につきましては、前年度と同数の32,504人、1日平均136人と予定しているものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。収入の第1款、病院事業収益、第1項から第3項までを合わせまして1,080,267,000円、前年度比で20,335,000円、率では1.8パーセントの減となっております。

2ページをお願いいたします。

支出の第1款、病院事業費用でございます。1,098,017,000円、前年度比で2,585,000円、0.2パーセントの減となるものでございます。

第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款、資本的収入の第1項から

第5項までを合わせまして90,982,000円、前年度比で46,271,000円、103.5パーセントの増となっております。

支出の第1款、資本的支出の第1項から第4項までを合わせまして128,589,000円、前年度比で46,697,000円、57.0パーセントの増となっております。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額37,607,000円につきましては、過年度分損益留保資金で補てんするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5条、企業債でございます。企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございますが、限度額につきましては、医療器械整備事業を18,900,000円、職員住宅整備事業を23,600,000円とするものでございます。

第6条、一時借入金の限度額を4億とするものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費、交際費をそれぞれ計上してございます。

4ページをお願いいたします。

第8条、たな卸資産購入限度額は163,115,000円と定めるものでございます。

第9条、重要な資産の取得でございます。建物につきましては、職員住宅1棟、医療器械器具につきましては、全身用X線骨密度測定装置、超音波診断装置一式を取得しようとするものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

入院収益の内訳でございますが、一般病床につきましては26,400円を20人、一般病床のうちの地域包括ケア病床につきましては28,600円を13人としているものでございます。次の外来収益でございますが、9,000円を136人と見込んでいるところでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

上段の施設サービス事業収益、介護療養型病床でございますが、13,000円を5人で積算しているものでございます。

次に、9ページでございます。

特別利益の一般会計補助金につきましては、今年度と同額の75,000,000円ということで見ているものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

支出でございます。1目の給与費でございますが、11,298,000円減の479,115,000円とするものでございますが、医師1名減と看護師2名増というような内容となっております。

次に、11ページでございます。

3節の報酬でございますが、これまで臨時職員賃金等で計上していたものでございますが、令和2年度から制度移行導入ということで、会計年度任用職員の報酬ということで計上しているものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

4目の減価償却費でございます。164,772,000円とするものでございます。前年度比

146,000円の増となっているものでございます。

次に、17ページでございます。

医業外費用のうちの企業債利息でございますが、7,870,000円ということで、18件分の利息となっているものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございまして、支出でございます。建設改良費の建物で職員住宅、医療器械器具でX線骨密度測定装置等を整備するものでございまして、この財源として、20ページの収入でございますが、企業債で42,500,000円、あと、補助金、県補助金で国保調整交付金を充てるものでございます。

次に、22ページをご覧くださいと思います。

予定キャッシュフロー計算書です。一番上段ですが、当期純利益が17,750,000円の損失という見通しですが、23ページの下から3行目の資金増加額につきましては68,994,000円の増と見込んでおりまして、最終的な資金期末残高につきましては756,782,000円とするものでございます。

以上で提案説明を終わりますが、24ページ目以降の予定貸借対照表、予定損益計算書以降につきましては、お目通しをいただきまして、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

建設水道課長。

#### 建設水道課長（中山優彦君）

それでは、議案第8号、令和2年度葛巻町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量について、ご説明申し上げます。(1)給水戸数でございますけれども、2,658戸でございます。現在の水道普及率は94.1パーセントとなっております。(2)、(3)、年間総配水量、それから、一日平均配水量でございますけれども、記載のとおりでございます。昨年度と比較いたしますと10パーセントほど低い数字となっておりますけれども、これは、江川水道事業の整備によりまして、漏水が解消されたことが大きな要因と考えております。

第3条、収益的収入支出の予定額について、ご説明いたします。収入でございますけれども、第1款、水道事業収益167,158,000円、それから、支出でございますけれども、第1款、水道事業費用195,084,000円という内容でございます。詳細につきましては内訳表にてご説明をいたします。

2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額について、ご説明いたします。収入でございますけれども、第1款、資本的収入55,652,000円、それから、支出でございますが、第1款、資本的支出102,944,000円という内容でございます。収入額が支出額に対しま



して不足する額47,292,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

次に、第5条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費24,677,000円でございます。

第7条、他会計からの補助金でございますが、水道事業の運営に充てるため、一般会計から企業会計へ7,339,000円の補助を受けるものでございます。

3ページをお開き願います。

第8条、たな卸資産の購入限度額は4,290,000円と定めるものでございます。

4ページをお開き願います。

収益的収入及び支出について、ご説明いたします。収入でございますけれども、1款、1項、1目、1節の水道料金でございますけれども、119,800,000円を見込んでいますのでございます。これは2,658戸を対象にした金額でございます。

1款、2項、営業外収益でございますけれども、他会計補助金、それから、長期前受金戻入などを計上するものでございます。

6ページをお開き願います。

支出について、主な点をご説明いたします。1款、1項、1目、1節の報酬でございますけれども、保守点検作業員の方々の報酬を計上するものでございます。

8節の委託料でございますけれども、水質検査業務が主な内容となっております。

10節、修繕費でございますけれども、不意に発生する漏水等の修繕費を見込んで計上するものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思えます。

15節、工事請負費でございますけれども、水道メーター取替工事でございますが、法定義務によりまして8年に一度、毎年300戸程度を交換しているものでございます。

1款、2目、総経費、4節の報酬でございますけれども、水道運営審議会委員10名の方々の報酬を計上するものでございまして、毎年、必要に応じまして1回から2回程度開催しているものでございます。

以下、8ページから11ページまではお目通しをいただきたいと思えます。

12ページをお開きいただきたいと思えます。

資本的収入及び支出について、ご説明いたします。収入でございますけれども、1款、1項、1目、出資金55,652,000円でございますが、企業債償還元金分でございます。

13ページをお開き願います。

支出についてご説明いたします。1款、1項、1目、営業設備費4,290,000円でございますけれども、これは水道メーター交換工事に使用する水道メーターを購入するものでございます。280戸程度を予定しております。

14ページをお開き願います。

キャッシュフロー計算書について、ご説明いたします。1番、業務活動によるキャッシュフローでございますが、こちらは第3条に該当するものでございます。当期純利益マイナス34,330,000円、減価償却費103,465,000円、長期前受金戻入額マイナス

37,112,000 円、それから、支払利息 15,686,000 円などをございまして、小計額は 49,637,000 円となるものでございます。この小計費から受取額、それから、支払額を差し引きまして、業務活動によるキャッシュフローの合計額は 33,952,000 円となるものでございます。

15 ページをお開き願います。

投資活動によるキャッシュフローでございますが、こちらは第 4 条に該当するものでございます。有形固定資産の取得による支出、マイナス 3,900,000 円をございまして、投資活動によるキャッシュフローの合計額は、同じくマイナス 3,900,000 円となるものでございます。

財務活動によるキャッシュフローでございますが、こちらについても第 4 条に該当するものでございます。建設改良費の財源に充てるための企業債の償還による支出、マイナス 98,654,000 円、それから、他会計からの出資による収入 55,652,000 円をございまして、財務活動によるキャッシュフローの合計額は、マイナス 43,002,000 円なるものでございます。

このキャッシュフロー計算書による資金期末残高でございますけれども、資金増加額、マイナス 12,950,000 円に、期首残高 206,081,000 円を加算いたしまして、193,131,000 円となるものでございます。

16 ページ以降、貸借対照表、それから、18 ページ以降の損益計算書につきましては、お目通しいただき、ご審議をいただきまして、ご賛同賜りますように、お願いを申し上げます。

以上で、当初予算の方の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 12 号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正でございますけれども、収益的支出及び資本的収入支出につきまして、予定額を補正するものでございます。

第 2 条、収益的収入及び支出について、ご説明いたします。支出でございますけれども、第 1 款、水道事業費用 2,753,000 円を増額し、207,499,000 円とするものでございます。

次に、第 3 条、資本的収入及び支出について、ご説明いたします。収入でございますけれども、第 1 款、資本的収入について 10,000,000 円を減額し、51,924,000 円とするものでございます。支出についてでございますけれども、第 1 款、資本的費用について、同じく 10,000,000 円減額し、92,273,000 円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。

収益的支出について、ご説明いたします。1 款、1 項、1 目、1 節、賃金でございますけれども、353,000 円の増額、8 節、修繕費でございますが、2,400,000 円の増額、合わせて 2,753,000 円を増額するものでございます。

3 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出について、ご説明いたします。収入でございますけれども、1 款、1 項、1 目、企業債でございますけれども、10,000,000 円減額し 51,924,000 円とする

ものでございます。支出についてですけれども、1款、1項、1目、配水施設費でございまして、こちらも収入と同様に10,000,000円を減額し、92,273,000円とするものでございます。この10,000,000円の減額でございまして、当初計画ではグレードを上げた正規な構造として考えていたものでございまして、将来的に馬淵川配水の設備を、施設整備を考えたときに、構造及び埋設する位置などが変わった場合を懸念いたしまして、比較的簡易な方法で、簡易な構造で布設替えをしたものでございます。岩手県が現在進めております砂防事業によりまして、移設が必要となったものでございますけれども、岩手県の付帯工事として扱っていただいたことから、今回、減額をするものでございます。

4ページ以降のキャッシュフロー計算書、それから、6ページ以降の貸借対照表につきましては、お目通しをいただき、ご審議をいただきまして、ご賛同賜りますようによろしくお願いを申し上げ、説明といたします。よろしくお願いをいたします。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第3号から議案第25号までの23議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました23議案について、今会議中に審査を終え、3月17日の最終本会議で、委員長の報告を求めることとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第25号までの23議案については、3月17日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第9号から議案第25号までの17議案の審査については、3月10日に行い、議案第3号から議案第8号までの6議案の審査については、3月12日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

（散会時刻 16時41分）